

I 京都府における「環境にやさしい農業」推進基本方針

I 京都府における「環境にやさしい農業」推進基本方針

1 推進の背景及び趣旨

農業は、環境と最も調和した産業であり、緑豊かな景観や農村環境を形成するものである。

特に、我が国の文化や歴史とともに育まれてきた水田農業は、洪水調節、地下水かん養及び土壌侵食防止など国土や環境の保全に貢献している。

しかし、消費・流通サイドからは農産物に対して安定供給や高品質化及び規格化が求められるとともに、生産サイドでは生産性の向上を求めるあまり、肥料・農薬への過度の依存による水質悪化、施設園芸等における廃プラスチック類の処理問題、畜産環境問題など、農業サイドが環境に負荷を及ぼしている事例も一部地域において見られる。

一方、環境問題に対する社会的な関心や消費者の農産物に対する安全志向の高まりから、農業分野においても環境にやさしい取組みを積極的に行っていく必要がある。

このようなことから、農業を取り巻く厳しい諸情勢や気象変動にも耐えるしなやかでたくましい京都府農業を構築し、それを将来にわたって持続可能なものにするためには、広く府民に農業についての正しい理解を求めるとともに、環境への負荷を軽減する「環境にやさしい農業（環境保全型農業）」の確立と幅広い実践が不可欠である。

2 環境にやさしい農業の概念

「環境にやさしい農業」とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ環境への負荷の軽減に配慮した持続可能な農業をいう。

なお、「有機農業」は、労力、収量等の面で課題があるが、化学肥料や農薬を一切施用しない、又はこれらの施用量を大幅に削減する点において環境への負荷を軽減する農業であることから、「環境にやさしい農業」の一形態として位置付ける。

3 推進方針

農業に対する府民の理解を得ながら、収量、労力並びに生産コスト等について現行農法の水準を維持・向上しつつ、環境への負荷を軽減する環境にやさしい農業を確立し、府内全域において幅広く実践していくため、下記の事項を推進する。

なお、有機農業は、付加価値の高い農業の一つとして位置付け、拠点地区を増やしつつ質的向上と取組みの拡大を図る。

- (1) 農作物が生き生きと育つ土づくり
- (2) 適正施肥と適正防除
- (3) 地域未利用資源のリサイクル利用
- (4) 新技術・新資材の開発と活用
- (5) 府民合意による推進運動の展開

4 具体的な推進内容

別添資料に例示した環境にやさしい農業につながる技術や資材等を積極的に取り入れ、地域資源のリサイクル利用や農業生産が環境に及ぼす負荷を可能な限り軽減して農産物づくりを進

めるとともに、有機農産物をはじめとしたクリーンな京都府農産物のイメージづくりなどを積極的に進める。

(1) 農作物が生き生きと育つ土づくり

健全な農作物を育てるため、堆きゅう肥等有機物の施用、緑肥（地力増進）作物の導入、収穫残滓のすき込み、土づくり肥料の施用等、営農に当たっての基本となる“土づくり”をより積極的に行う。なお、実施に当たっては、導入作物を勘案の上、資材の適正施用や適草種（緑肥作物）の選択等に努める。

(2) 適正施肥と適正防除

現行農法の生産性を維持・向上するためには、肥料・農薬の使用は不可欠であるが、別途定める環境にやさしい農業推進のための技術指針等に基づく施肥や防除の適正化により環境への負荷の軽減を図る。

肥料の施用に当たっては、堆きゅう肥等の肥効を考慮するとともに、土壌診断・生育診断に基づく適正施肥の実施、新施肥法の導入、緩効性肥料・被覆肥料の積極的利用等を通じ、施用量の節減など施肥の合理化に努める。

また、病虫害・雑草防除に当たっては、「京都府農作物病虫害・雑草防除指導指針」や病虫害発生予察に基づく適正かつ確な防除を行うとともに、病虫害抵抗性品種の導入、弱毒ウィルス・性フェロモンの利用、防虫ネットの利用、マルチ栽培等の耕種の防除、生物的防除並びに物理的防除等の導入により、散布量の節減など化学合成農薬への依存度を軽減した病虫害・雑草防除に努める。

なお、化学合成農薬とは、農林水産省制定の「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」の定義に準拠するものとする。

(3) 地域未利用資源のリサイクル利用

地域の貴重な有機物資源である家畜ふん尿の堆肥化を推進し、積極的な利用を図る。

また、農作物及び食品加工残滓、樹木のせん定枝等の堆肥化をはじめ、農業用廃ビニール・プラスチック類の再生利用等、地域において未利用となっている資源のリサイクル利用に努める。

なお、地域未利用資源のリサイクル利用に当たっては、有害物質の混入や汚濁水の排出等が起こらないよう、十分配慮する。

(4) 新技術・新資材の開発と活用

環境にやさしい農業につながる地力増強、肥培管理法及び化学合成農薬に頼らない防除法などの技術開発を進めるとともに、別紙に例示した技術・資材等を生産現場へ積極的に導入する。

(5) 府民合意による推進運動の展開

環境にやさしい農業の推進に当たっては、農業生産者及び関係者等による自主的な取り組みを進めるとともに、広く府民の理解を得ながら推進運動を展開する。

農業の実態や農業の持つ公益的機能について府民に正しい理解を求めるとともに、推進運動の内容やその成果等についての紹介や相互協調への働きかけなど、京都府農業及び府内農産物に対する理解と信頼が高まる取組を積極的に進める。

5 推進方策

環境にやさしい農業を推進するに当たっては、農業を取り巻く厳しい諸情勢に対応し、産地間競争にも打ち勝つことができる農産物づくりを目指して下記のような方策を実施する。

(1) 技術指針の策定及び指導

健全な農作物を育てるため、地力増強や肥料・農薬の適正施用が円滑に行われるよう、主要作物について環境にやさしい農業推進のための栽培技術指針を整備し、生産現場での実践が徹底されるよう指導を行う。なお、技術指針については、各種実証調査の成果、地域農業の動向、新たな技術・資材の開発状況等に応じて、適宜、追加や見直しを行う。

(2) 実証調査・試験研究等の実施

環境にやさしい農業につながる技術・資材の開発及び生産現場への円滑な導入が図れるよう、各試験研究機関及び農業改良普及所において各種の実証、調査及び試験研究等に積極的に取り組む。

(3) 諸施策による活動支援

環境にやさしい農業が円滑、かつ、早期に確立・普及するよう、堆きゅう肥製造施設、地域資源のリサイクル施設、景観や自然環境の保全に配慮した施設等の整備、推進体制及びリサイクル利用システムの構築、関連する取組・活動支援など、既存の補助及び融資等の諸施策を積極的に導入・実施するとともに、施策の充実にも努める。

(4) 意識の高揚

協議会、研修会、シンポジウム及びイベント等の開催、各種広報媒体等の利用により、生産者、消費者、教育関連機関並びに製造・販売業者に対して、環境にやさしい農業の推進に関する意識の高揚を図るための諸活動を積極的に行う。

(5) 農産物の流通対策

環境にやさしい農業の推進により、生産者と消費者の相互理解と信頼関係を構築し、消費者等において京都府農産物に対するクリーンなイメージが定着するよう、啓発活動と併せて各種の運動等を実施していく。

環境にやさしい農業により生産される農産物については、農産物の流通段階において規格の簡素化や包装資材の減量化等を検討するとともに、農産物のイメージアップ作戦の実施などの流通対策の検討を進める。

なお、有機農業による農産物については、市場流通等に当たって消費者に誤解や混乱が生じないように、生産及び流通段階において農林水産省が定める特別表示ガイドラインが遵守されるよう指導を徹底する。

6 推進・指導體制の整備

環境にやさしい農業の推進に当たっては、京都府農林水産部、商工部、京都府農業協同組合中央会、京都府経済農業協同組合連合会、全国肥料商連合会京都府部会及び京都府農薬安全販売協議会等で構成する「京都府環境にやさしい農業推進会議」が母体となり、推進指導並びに普及活動等を行う。また、市町村段階においては、地域の技術者会議等を中心に、市町村、府地方振興局農林課、府農業改良普及所、関係団体及び生産者等が一体となった「市町村環境にやさしい農業推進会議」を組織し、各地域における特色ある環境にやさしい農業が普及・定着するよう推進指導並びに普及活動等を行う。

[京都府環境にやさしい農業 推進体制]

(府推進会議)

京都府農林水産次長
 京都府農林水産部 関係課長等
 京都府農業総合研究所長
 京都府病害虫防除所長
 京都府商工部 消費生活課長
 京都府消費生活科学センター所長
 京都府農業協同組合中央会地域振興対策部長
 京都府経済農業協同組合連合会施設資材部長
 全国肥料商連合会京都府部会長
 京都府農薬安全販売協議会長
 その他関係者

京都府環境にやさしい農業推進会議

[府段階]

- ① 推進に必要な方策等の検討・実施
- ② 環境にやさしい農業に関する広報活動
- ③ その他推進に必要な諸事項の検討

市町村環境にやさしい農業推進会議

[市町村段階]

- ① 地域における推進方針の検討・策定
- ② 地域における推進のための技術指針等の策定
- ③ 研修会、講習会等の開催
- ④ 地域における環境にやさしい農業の取組支援
- ⑤ その他推進に必要な諸事項の検討

(市町村推進会議)

市町村
 地方振興局農林課
 農業改良普及センター
 農業協同組合
 関係団体
 その他関係者

技術検討委員会

環境にやさしい農業に関する技術の検討

京都府農林水産部
 京都府農業総合研究所
 京都府病害虫防除所
 京都府農業協同組合中央会
 京都府経済農業協同組合連合会
 の関係職員

流通対策検討委員会

農産物に関する流通対策の検討

京都府農林水産部
 京都府商工部
 京都府農業協同組合中央会
 京都府経済農業協同組合連合会
 の関係職員